

外国人材の受け入れ拡大を図る「特定技能1号」を解説

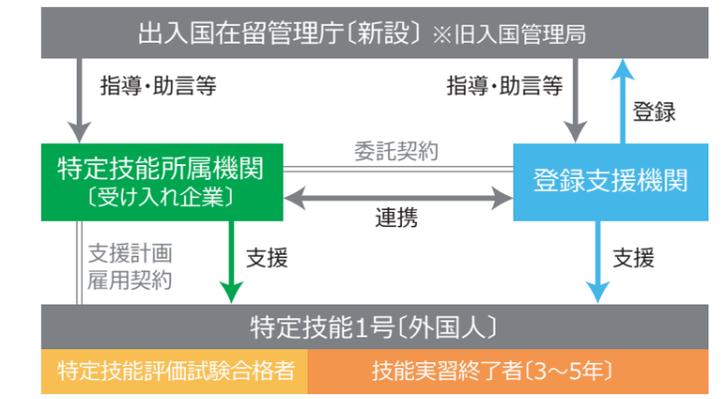
2018年12月8日、我が国の中小企業を中心に深刻化する人手不足に対応するため、特に人材確保が困難な産業において一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる改正入管法が成立しました。これにより、2019年4月から新たな在留資格「特定技能1号・2号」の運用が開始されます。

今後、技能実習制度とは別に、特定技能1号は14業種、特定技能2号は2業種について外国人材の受け入れが可能となります。特定技能1号の在留期間は通算5年と発表され、技能実習修了者の移行を見込んでいます。そこで、特定技能1号と技能実習制度との関連性について公表資料をもとに解説します。

特定技能1号の仕組み・相関図（入管庁）

法務省の内部部局であった「入国管理局」は、同省の外局に格上げされ「出入国在留管理庁（入管庁）」と名称が変わります。

今後、特定技能1号の所轄庁は入管庁となり、下記のような仕組みによって運用されることとなります。



特定技能1号の受け入れ業種（14業種）

業種分野	建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護業、農業、漁業、ビルクリーニング業、外食業、飲食料品製造業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業 * 特定技能2号に移行できる建設業と造船・船用工業は、2021年度から特定技能評価試験の開始予定です。
外国人材の支援	「特定技能1号支援計画」の作成 * 支援計画の全部又は一部を、登録支援機関に委託することができます。
特定技能所属機関	特定技能1号支援計画を作成すると共に、特定技能外国人雇用契約を締結し適正に履行する。

特定技能1号外国人の入国要件

特定技能1号として入国するためには、母国において、国が求める基準をもとに各業種ごとの業界団体が作成する「特定技能評価試験」〔技能水準＋日本語能力水準〕に合格する必要がありますが、第2号・3号技能実習終了者は、当該試験が免除されます。

- 特定技能評価試験を海外又は国内で受験し入国



- 第2号技能実習終了者が特定技能評価試験免除により入国



- 第3号技能実習終了者が特定技能評価試験免除により入国



※特定技能1号は、通算5年が上限のため長期帰国も可

特定技能所属機関（受け入れ企業）の責務

特定技能所属機関は、入管法令・労働法令・社会保険関係法令等を遵守すると共に、入国在留管理庁の許可を得た「特定技能1号支援計画」を適正におこなう体制が求められます。

- 「特定技能1号支援計画」の作成・履行**
- ① 母国語による入国前の生活ガイダンスの提供
 - ② 入国時の空港出迎え・帰国時の空港見送り
 - ③ 外国人の住宅の確保に向けた支援（保証人含む）の実施
 - ④ 在留中の母国語による生活オリエンテーションの実施（預貯金口座開設・携帯電話の契約支援等）
 - ⑤ 生活のための日本語習得支援
 - ⑥ 母国語による相談・苦情への対応
 - ⑦ 行政手続についての情報提供・支援
 - ⑧ 日本人との交流の促進に係る支援
 - ⑨ 外国人本人に責任のない場合の転職支援

登録支援機関への委託

特定技能所属機関が作成する特定技能1号支援計画をはじめ、支援体制の構築について、自社で担うことが難しい場合は、登録支援機関に全部又は一部を委託することができます。

登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に登録し支援事業を行います。

「登録支援機関」登録予定／エコ・プロジェクト協同組合

現在、第2号技能実習終了者を対象に取り扱っている「第3号技能実習」「建設特定活動」に加え、「特定技能1号」の支援業務を追加し、効率的・効果的な外国人材の受け入れ体制を目指します。

受け入れができる在留資格・年数・人数等は、職種や様態によって異なるため、組合員企業ごとの課題に向き合い提案してまいります。支援事業開始の手続が整い次第ご案内いたします。

第2号技能実習終了後の在留資格（比較）

今後、3年間の技能実習を終えた技能実習生は一旦帰国後、再度雇用が認められる在留資格が3種類となります。これは、産業・職種によって異なりますが、紡績・織布等の繊維業は一切適用されない一方で、建設業では〔最長〕通算13年の滞在が可能となります。

在留資格	第3号技能実習	建設特定活動	特定技能1号
所管機関	法務省・厚労省	国交省	法務省
目的	人材育成を通じた技能等の移転による国際協力	緊急・時限的措置による即戦力人材の受け入れ	深刻な人手不足による即戦力人材の受け入れ
運用期限	なし	2021年3月まで	必要に応じて停止・中止あり
在留期間	2年	2年又は3年	通算5年
受入条件	技能検定随時3級相当の実技試験合格者〔優良認定企業のみ〕	建設分野の第2号技能実習の終了者	特定技能評価試験合格者又は第2号技能実習を修了した者
職種分野	別紙参照：「第2号技能実習終了後に就業可能な在留資格に係る職種・分野一覧表」		
待遇	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上		
取扱団体等	一般監理事業の許可団体等〔共同事業〕	特定監理団体の認定団体等〔共同事業〕	登録支援機関の登録団体等〔委託任意〕
費用	監理費	監理費	委託支援費〔仮〕

法務省の説明会がスタート（全国の都道府県）

法務省は、特定技能に関する説明会を全国の都道府県で3月末までに開催すると発表し、説明会の配布資料がホームページに公表されました。詳しくは、「新たな外国人材受け入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」ページをご確認ください。

国交省による受け入れ計画認定（建設業のみ）

国土交通省は「特定技能1号」の創設と同時に、「受け入れ計画」の認定基準を公表し意見募集を開始しました。

建設業の特定所属機関が特定技能1号の外国人材を受け入れる場合、「受け入れ計画」が認定されなければ在留資格が取得できないこととなります。

「受け入れ計画」の概要

- * 元請団体や専門工業団体が組織する「共同団体」〔仮称〕を構成する団体の一つに所属すること
- * 同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと
- * 賃金などの契約上の重要事項を書面〔母国語〕で説明すること
- * 建設技能者の資格や就業履歴などを登録・蓄積する任意制度「建設キャリアアップシステム」に、受け入れ企業と外国人材双方が登録すること
- * 国交省が設置する外国人材受け入れに関する協議会に参画し、必要な協力を行うこと

エコ・プロジェクト協同組合からお知らせ

技能実習生等の日本語能力検定の合格に向けた支援のお願い

当組合の技能実習生・建設就労者を対象に、2019年内に日本語検定試験合格者への褒賞を行ないます。合格に向けて実習実施者の皆様のお力添えをお願いいたします。

〈2019年度 日本語能力試験の実施日〉

- 第1回 2019年**7月7日**（日） 申込受付：2019年4月～
- 第2回 2019年**12月1日**（日） 申込受付：2019年9月～



日本語能力試験・褒章制度（技能実習生・建設就労者に進呈）

- N1** 商品券10,000円分
 - N2** 商品券5,000円分
- ※上記進呈品は、合格証コピーと交換をお願いいたします。

技能実習責任者等に対する養成講習の受講について

- 技能実習責任者は、2020年3月31日までに、主務大臣が定めた「養成講習」を受講し、3年ごとに更新することが義務付けられています。現在、当組合の実習実施者100社中74社の方々が養成講習を受講されました。
- 技能実習指導員、生活指導員に対する養成講習は任意ですが、職場全体が制度を正しく理解することが望ましく多くの方の受講をお勧めします。なお、技能実習指導員、生活指導員の全員が受講することにより、優良認定ポイントが加点されます。

養成講習の理解度テストは8割以上が合格点

養成講習では関係法規や労災防止等の知識を習得し、理解度テストを受ける必要があります。2019年4月1日以降に養成講習を受講された場合は8割以上の合格点に達しなければ受講証明書が交付されませんのでご注意ください。

技能検定・技能実習評価試験の担当部署変更のお知らせ

- 技能検定・技能実習評価試験の手続は申請部1課から広報部が引き継ぎます。広報部では事務手続に加え、上位級試験に使用する機械・設備・材料等の確認を行います。ご協力ください。jyukun@eco.coop（広報部・受検支援係）

技能検定等上位級が不合格の場合の対応について

- 第2号技能実習では、技能検定は随時3級、技能実習評価試験では専門級（紡績関係は審査2級）が、実技レベルの到達目標であるため、不合格の場合は再試験を受けることが義務付けられます。合格に向けた計画的なご指導をお願いいたします。

第3号技能実習による技能検定等上位級手続開始のお知らせ

- 第3号技能実習の上位級〔技能検定は随時2級、技能実習評価試験は上級〕は、開始1年後に申込手続を開始します。実際の試験は、入国後1年5ヶ月後を目途に実施します。